

平成22年度IT関連税制改正

(1) 中小企業等基盤強化税制の拡充(中小企業情報基盤強化税制)

中小企業等基盤強化税制を拡充し、中小企業による情報基盤強化設備等の取得に係る措置(中小企業情報基盤強化税制)を追加する。(従来の情報基盤強化税制は廃止。)
また従来の情報基盤強化税制の支援対象に加えて仮想化ソフトウェア等を追加する。

改正概要

資本金1億円以下の中小企業者()に対し、情報基盤強化税制で対象にしている設備について引き続き税額控除(7%)または特別償却(30%)を措置する。大規模法人(資本金1億円超)の子会社等を除く。

【創設年度: H18年度 減収額(拡充分): 240億円(H22年度経済産業省試算)】

IT設備の中でも、セキュリティが確保された、特に企業の競争力強化に貢献するIT設備(下記の税制対象設備)に限って導入を支援(質の高い戦略的IT投資を促進)。

税制対象設備(下線付きの設備をH22年度より追加)	対象企業	税制対象となる投資額
(1) 基本システム サーバ用のオペレーティングシステム(OS; コンピュータへの入出力を行うために必要となる基本ソフトウェア。) がインストールされたサーバ <u>仮想化ソフトウェア</u>	資本金 1億円以下	年間合計 70万円以上 (取得した 対象設備の 合算額)
(2) データベース管理ソフトウェア(DBMS; 様々なソフトウェアのデータを一括して管理することで、複数ソフトウェアの統一運用を可能とするソフトウェア) <u>データベース管理ソフトウェア</u> + 当該DBMSの機能を利用するアプリケーションソフトウェア(財務会計、顧客管理、人事管理など、ある特定の機能・業務に特化したソフトウェア)		
(3) 連携ソフトウェア		
(4) (1)~(3)と同時に取得されるファイアウォール		
(5) (1)~(3)と同時に取得される侵入検知システム(IDS)、侵入予防システム(IPS)、ウェブ・アプリケーション・ファイアウォール(WAF)		
		[]…ISO認証を取得しているなど一定のセキュリティ要件を備えたものに限る。

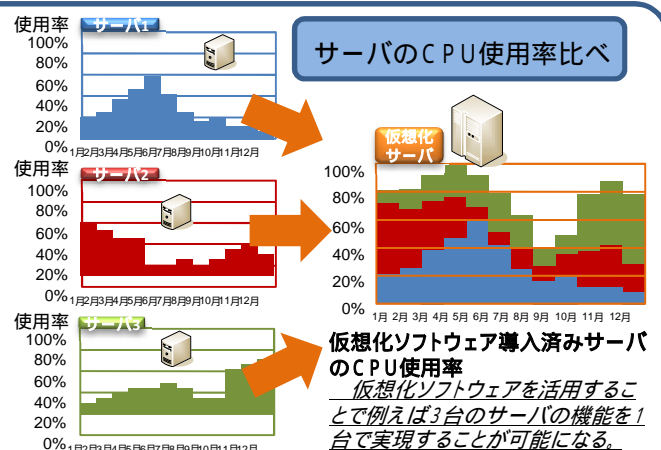
資本金1億円以下3,000万円以上の中小企業についても引き続き7%の税額控除の利用が可能。

適用期限: 平成23年3月31日

仮想化ソフトウェアの追加

仮想化ソフトウェアを利用し、一つのサーバで複数のオペレーティングシステム(OS)を動かせるようにすることで、従来十分に活用されていないサーバのCPU(データの計算、処理を行う演算装置)について、有効活用を可能にする。

仮想化ソフトウェアを利用しない場合、一つのサーバに一つのOSしか導入できないため、サーバに十分な指示を出せず、活用されないCPUが多く発生している。



担当: 情報処理振興課 03-3501-2646